

将来性評価の導入について

当基金では、中期目標を踏まえ、林業者等の将来性を評価した債務保証の本格導入に向け、これまで下記の通り取り組んできたところ。

【第4期中期目標 第2-2-(6)】

林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入する。

1 新規創業者を対象とした将来性評価について

(1) 林業・木材産業への起業を支援する観点から、これまでは決算書がないために保証の対象外であった新規創業者に対し、新たに将来性評価の導入によって保証対象とできるようにする仕組みについて、その試行を令和2年7月から開始した。

<「新規創業」の定義>

- ・事業を営んでいない者又は林業・木材産業以外の事業を営んでいる者であって当該事業開始後の決算期が3期を経過していないものが新たに林業・木材産業を開始すること
- ・林業・木材産業を営んでいる者であって当該事業開始後の決算期が3期を経過していないものが新たに当該事業以外の林業・木材産業を開始すること

(2) 令和3年6月末までの実績は、以下の通り。

- 素材生産業 4件
 - 造林育林業 1件
 - 木材・木製品製造業 1件
- 計6件

<具体的な内容>

- ・民間企業や公務員を退職後、素材生産業や造林育林業での就業経験を経て独立し、個人事業主として起業または法人を設立（5件）
- ・民間企業（製材業）に新規就業後、技術を習得して独立し、製材の副産物から製品（林産物）を製造する法人を設立（1件）

↓

- (3) 上記取組を進める中、他産業を営む者で新たに林業・木材産業に参入するものについては、既往事業の財務諸表を有する点において上記の「新規創業者」とは異なり、別の取扱いが必要であることが明らかになった。

2 新分野進出者を対象にした将来性評価について

- (1) 上記実状を踏まえ、他産業から林業・木材産業への参入による新分野進出を支援し林業就業者の拡大を図る観点から、そのような取組を行う者について、新規創業者とは区分して、将来性評価を新たに導入することとし、その試行を令和3年10月から新たに開始する。

<「新分野進出」の定義>

- ・林業・木材産業以外の事業を営んでいる者であって当該事業開始後の決算期が3期を経過しているものが新たに林業・木材産業を開始すること

<新分野進出の想定事例>

- ・林道建設など土木事業を行っている者が新たに素材生産を開始
- ・造園用の種苗生産を行っている者が新たに林業種苗生産を開始

- (2) 新分野進出者に対する将来性評価に当たっては、

- ア 財務状況は、既往事業の決算情報を用いて審査を行う一方、
イ 新分野での取組内容は、将来性評価（新分野進出）の計画書を徴求して、①既往事業と新分野事業の関係性やシナジー効果、②経営者及び従業員のもつ技術やノウハウ、支援者、③必要な資金や負債の状況、④施設や原材料などの確保状況、⑤地域や社会に貢献する取組（SDGsを含む）等について審査を行うことにより、
ウ 林業・木材産業としての実績がなくても、将来性を評価した信用保証を行うこととする。

将来性評価については、新規創業、新分野進出ともに、試行を実施し、点検を行って改善を図り、令和4年度末（第4期中期目標期間終了）までに本格導入する予定。